

SBIインド&ベトナム株ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

2020年9月改訂

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)はマザーファンド受益証券を通してインド及びベトナムの株式(当該株式に係る預託証券を含みます。)等に投資するものとします。

◆運用資産の一部の運用をSBI・ファンズ・マネジメンツ・プライベート・リミテッド*及びLGM・インベストメンツ・リミテッドに再委託します。

※同社は State Bank of India(インドステイト銀行)グループの運用会社であり、委託会社が属するSBIグループの運用会社ではありません。

◆原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。

2. 主要投資対象

◆「ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」、「LGM インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」、「SBIAM インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」及び「SBIAM ベトナム株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」(以下「マザーファンド」といいます。)各受益証券を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

- ◆マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
- ◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ◆有価証券先物取引等は、信託約款第 21 条の範囲内で行います。
- ◆スワップ取引は、信託約款第 22 条の範囲内で行います。
- ◆金利先物取引及び為替先渡取引は、信託約款第 23 条の範囲内で行います。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2007年7月25日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が 10 億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆毎月 6 月 4 日及び 12 月 4 日(休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

◆ファンドの日々の純資産総額に年率 2.2%(税抜:年 2.0%)を乗じて得た金額とします。
当該報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
<信託報酬の配分(税抜)>

支払先	料率
委託会社	年 1.22%
販売会社	年 0.70%
受託会社	年 0.08%

上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。

10. 信託報酬以外のコスト

◆お買付時に直接ご負担いただく費用はありません。
ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用等及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。
また、マザーファンドにおける株式売買にかかるキャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく、税額が確定次第速やかにその全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に関する費用もマザーファンドに費用計上されます。
※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。
当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBIインド&ベトナム株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第 24 条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(200401_2009)

SBIインド&ベトナム株ファンド

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

2020年9月改訂

11. お申込み単位

- ◆1円以上1円単位
※年2回決算時に分配方針に基づき分配を行います。分配金は自動的に再投資されます。

12. お申込み価額

- ◆ご購入約定日の基準価額

13. お申込み手数料

- ◆ありません。

14. ご解約価額

- ◆ご購入約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15. 信託財産留保額

- ◆ご購入約定日の基準価額に0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
※信託財産留保額は、換金の際に控除され、投資信託財産に組入れられます。

16. 収益分配

- ◆毎決算時(毎年6月4日及び12月4日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に原則として分配方針に基づき収益分配を行います。

※運用実績によっては収益分配を行わないことがあります。

※収益分配金は自動的に再投資されます。

17. お申込み不可日等

- ◆次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。
 - ・インド、ベトナムの証券取引所休業日
 - ・インド、ベトナムの銀行休業日(なお、お申し込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得及び解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。)

18. 課税関係

- ◆確定拠出年金制度上、運用益は非課税です。

19. 損失の可能性

- ◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

- ◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

- ◆基準価額×保有口数
※基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除して下さい。

22. 委託会社

SBIアセットマネジメント株式会社
(信託財産の運用の指図等を行います。)
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号
加入協会/一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

- ◆三井住友信託銀行株式会社
(信託財産の保管・管理業務等を行います。)

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBIインド&ベトナム株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(200401_2009)

SBIインド&ベトナム株ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

2020年9月改訂

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】

本ファンドは、マザーファンドを通じて主にインド、ベトナムの株式に投資を行います。投資を行う株式の大幅な価格変動等があった場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

マザーファンドは外貨建資産を保有し、マザーファンド及び本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国や投資対象資産の通貨が対円で円高となった場合には、基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

【信用リスク】

本ファンドが実質的に投資対象とする企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。なお、マザーファンドが投資するベトナムの証券取引所に上場されている株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の影響を受けますので、対象企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合は、当該債券の価値が大きく下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

【カントリーリスク】

マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々は、金融市場や政情が不安定であることから、金融市場や政情に起因する諸問題が株価や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの国々における株式・通貨市場は規模が小さく、流動性が低い場合があり、結果としてそれらの市場で取引される株式・通貨の価格変動が大きくなることがあります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が一方的に規制を導入したり、政策変更を行うことにより証券市場に対し著しく悪影響を与えることがあります。また、証券取引所、会計基準、法規制等に関する制度が先進国市場とは異なる場合があり、運用上予期しない制約を受けることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。

【インド株式における留意点】

(税制に関する留意点)

インド株式への投資部分に対してはインドの税制にしたがって課税されます。インドにおいては非居住者による1年を超えない保有有価証券の売買益に対して15%のキャピタル・ゲイン課税が、さらに当該売却益に対してその他の税(以下、あわせて「キャピタル・ゲイン税等」といいます。)が適用され、キャピタル・ゲイン税等の実効税率は最大21.372%になります。また、有価証券の売買時に売買代金に対して0.1%の有価証券取引税が適用されます(2020年5月現在)。マザーファンドはインドにおけるキャピタル・ゲイン税等の計算にあたり、現地の税務顧問を使用しますので、当該税務顧問に対する費用が発生します。これらの税金及び費用は信託財産から差引かれます。

(非課税利得の帰属について)

インドにおいては非居住者による1年を超える保有有価証券の売買益は、キャピタル・ゲイン税等の対象となりません。本ファンドは追加型ですので、マザーファンドが1年を超えて株式を保有し、キャピタル・ゲイン税等を負担しなかった場合の利得(以下「非課税利得」といいます。)は、マザーファンドが株式の売却を行った時点の本ファンドの投資者に帰属し、本ファンドの受益権を1年以上保有している投資者のみに帰属するものではありません。また、本ファンドの設定後、マザーファンドを投資対象とする他のファンドが設定された場合には、非課税利得は本ファンドの投資者のみに帰属するものではなく、他のファンドの投資者にも帰属することになります。

○当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○「SBIインド&ベトナム株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。○当資料は、確定拠出年金法第24条及び関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。○投資信託は、株式など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本及び運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。(200401_2009)